

船橋市立医療センター医療事故調査委員会設置要綱

（目的及び設置）

第1条 船橋市立医療センターで発生した重大な医療事故について、原因究明を行うとともに、再発防止策を講じるために、船橋市立医療センター院長（以下「院長」という。）が必要があると判断した場合、船橋市立医療センター医療事故調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置する。

（定義）

第2条 この要綱において「重大な医療事故」とは、医療に起因し、または起因すると疑われる事故について、死亡もしくは重大な後遺障害が存する事案をいう。

（所管事項）

第3条 調査委員会は、次に掲げる事項を所管する。

- （1）重大な医療事故の客観的かつ徹底的な事実関係の調査及び原因の究明
- （2）重大な医療事故の再発防止策の提言
- （3）前2号に係る報告書の作成及び報告

（組織及び委員の任命）

第4条 調査委員会は、高い識見を有する者及び医療関係者のうちから、院長が必要であると認める者（以下「委員」という。）をもって組織し、院長が任命する。

（委員の任期等）

第5条 委員の任期は、当該重大な医療事故の所管事項に係る必要な期間とする。

（委員長等）

第6条 調査委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを選任する。

- 2 委員長は、調査委員会を招集する。
- 3 委員長は、会務を総括し、調査委員会を代表する。
- 4 調査委員会に副委員長を置き、委員長の指名により選任する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

（運営及び調査）

第7条 調査委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ、開くことができない。

- 2 調査委員会が必要であると認めたときは、関係者の出席を求め、当該重大な医療事故に関する経過等を説明させることができる。

（秘密の保持）

第8条 調査委員会の委員として知り得た事項に関しては、正当な理由がなく他に漏らし

てはならない。

(災害補償)

第 9 条 調査委員会の委員の業務に係わる事故については、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和 4 2 年船橋市条例第 3 3 号)の規定を準用する。

(調査委員会の庶務)

第 1 0 条 調査委員会の庶務は、事務局総務課において処理する。

(補則)

第 1 1 条 この要綱に定めるもののほか、調査委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が調査委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成 2 2 年 1 2 月 1 5 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 7 年 6 月 1 日から施行する。